

選手移籍、チーム合併に関する規定【内規】

新潟県小学生バレーボール連盟

新潟県小学生バレーボール連盟として、次のとおり「選手移籍、チーム合併に関する規定（内規）」を定める。

[趣 旨]

1. JVAの規定に準じ、指導者のモラル向上を促し、選手個人の活動の保障と不当な移籍、合併を防止するために以下の規定を定める。

[対 象]

2. 新潟県小学生バレーボール連盟登録団体に個人登録をする小学生選手。及び団体登録をするチーム。

[定 義]

3. この規程でいう「移籍」及び「合併」の定義は次のとおりとする。
 - ・大会参加可能な人数が所属するチームへ、他のチームから新たに加入する場合を「移籍」とする。
 - ・大会参加人数に不足を生じているチーム同士で新たなチームを作る場合を「合併」とする。

[規 定]

4. 選手の移籍については、日小連 個人登録規程並びに JVA 倫理規定や登録規定に準ずる。
5. 移籍選手を登録する場合は、「移籍選手報告書」を県小連理事会へ提出し承認を受けること。
6. 上記5の手続きを経ない場合、移籍選手の大会参加は、1大会を経ないと認めないものとする。

ここでいう大会とは、「全日本バレーボール小学生大会」「第四北越銀行

杯新潟県小学生バレーボール大会」「新人大会」の3つの本大会及び地区大会とする。年度を越えての移籍の場合もこの条件を適用する。

7. 住所変更など止むを得ない事情により所属団体から他の団体に移籍するときは、上記の規定を受けない場合がある。特例処置は理事会で決定する。
8. 人数不足などの理由によるチーム同士の合併については、連盟に新たにチーム登録をし、所属員名簿一覧等の書類を県小連に提出し、理事会の承認を得た時点で大会参加を認める。

[懲 罰]

9. 規定に反した場合や連盟が趣旨に反することと認めた場合、選手の登録や大会参加に規制を加えることがある。また、団体の責任者に対しても規制を加えることができるものとする。

[付 則]

10. この規定は、平成28年4月1日より適用する。

令和 7年9月7日一部修正。

～ 資 料 ～

◆日本小学生バレーボール連盟「加盟団体登録及び個人登録規定」より

第5条（移籍）

- 1) 登録団体(チーム代表者)は、JVAメンバーから移籍や退団の申し出があった場合、迅速に対応しなければならない。
- 2) チーム代表者は、JVAメンバーの移籍や退団を妨げるような行為をしてはならない。
- 3) 他の都道府県への移籍については、保護者と受け入れ側チームの代表者の責任の下で行う。その場合、必ず指定の用紙に必要事項を記入し、双方の理事長に提出・報告をおこなうこと。
- 4) 他のチームに移籍したものは、同一年度内に元のチームに再登録することはできない。 ※移籍とは、年度を問わず(年度をまたいだ場合も含む)、あるチームに所属している選手が、MRS登録を別のチームで行う行為である。

◆（公財）日本バレーボール協会制定の「競技者及び役員倫理規定」より

2. 競技者及び役員の責務

競技者及び役員は、本会の定めた諸規定や決定事項を遵守し、競技規則を守り、常に品位と名誉を重んじつつ、フェアプレイの精神に基づいて他の模範となるよう行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

3. 禁止事項

（9）選手の勧誘，入部，移籍に関連し，選手にこれらを強要したり当事者（選手，保護者，指導者，代理人）間において社会通念上良識を超える金品を授受すること。

◆（公財）日本バレーボール協会制定の「チーム加盟及び選手登録規定」より

第21条 前籍加盟チームの代表者は、チームの構成員から移籍の申し出等があった場合は、迅速に対応しなければならない。

2 在籍するチームのID に変更が生じた場合、移籍とみなす。

3 在籍するチームの代表者がチームへの移籍のための抹消を承認しない場合、抹消を申請した日から2ヶ月を経過した時点で、自動的に抹消が承認される。

4 他のチームに移籍したものは、前項の規定に関わらず同一年度内に元のチームへの再加入はできない。

5 移籍したJVA 選手が出場可能となる期日については、各種別で定める規定によるものとする。